

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	Rosita Dewi
論文題目	Adat Recognition in Merauke Integrated Food and Energy Estate in Papua, Indonesia (インドネシア・パプアのメラウケ総合食糧・エネルギー農園における慣習的権利の承認に関する研究)		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、インドネシアのパプア地方における先住民パプア人たちの慣習的権利をめぐるポリティクスを分析した。インドネシアの最東端に位置し、天然資源賦存度が高いパプア地方は、1969年にインドネシアに併合された後も先住民は開発から取り残され、差別を受けてきたことから分離独立を求める運動が続いてきた。32年間続いた権威主義体制のもとで経済成長が見られたが、資源開発企業やパプア以外からの移民が開発の恩恵を被るだけで、パプア人たちには貧困層が多いままであった。そして、インドネシア国軍は、分離運動に武力行使を行ってきた。98年に同体制が崩壊して民主化・分権化が始まるとパプアでは貧困・差別・武力行使への不満から独立要求が一気に盛り上がった。独立を認めないインドネシア政府は、先住民に対して慣習的権利を法的に認めることで宥和を図った。本論文は、この中央政府の宥和戦略の実態について、承認の政治学 (politics of recognition) と土地収奪 (land grabbing) 概念を使いながら、メラウケ総合食糧・エネルギー農園を調査対象として分析したものである。</p> <p>第1章は先行研究をレビューした後、本研究のオリジナリティについて触れている。治安上の理由から先行研究が少ない上、慣習的権利に着目した包括的研究はないと述べて、本研究の独自性を指摘した。続いて、第2章では、パプア地方がインドネシアに統合される過程とその過程で台頭した分離主義運動について記述した。</p> <p>第3章から民主化時代のパプアを扱っている。第3章では、インドネシア政府が分離主義運動を弱体化させるべく、パプアを特別自治体にし、先住民パプア人に慣習的権利を容認した法律の制定過程、さらに、同法が規定したパプア人の代表機関、パプア民族会議の設立過程について触れており、そこから中央政府のパプア人の分離主義への不信感を描き出した。第4章では、民主化後初のインドネシア政府によるパプアでの大型プロジェクトであるメラウケ総合食糧・エネルギー農園 (MIFEE) に着目し、このプロジェクトが経済的に遅れたパプアの開発のためという名目で実施されたものの、実態としては政府と企業が一体となってパプア人の慣習地の大規模な収奪を進めていることを実証的に示している。</p> <p>第5章と第6章は慣習的権利の制度的承認と空間的承認の村レベルでの事例を含めた章である。第5章では、ボトムアップで誕生した慣習的権利擁護組織であるパプア慣習</p>			

的権利会議（DAP）に対抗する形で、中央政府が慣習社会委員会（LMA）を村レベルにまで作り上げ、このLMAを通じてプロジェクトを実施していくことで、村レベルでも慣習共同体の代表性を巡る対立が激化してしまう様子を描いている。結果として、政治対立は中央政府对パプア社会という垂直的なものではなく、末端レベルでのパプア社会内の水平的対立を生み出し、分離主義運動に楔を打ち込むことになっている。第6章では、慣習地を守るためにNGOが導入した参加型地図作成について分析している。参加型地図作成は、村レベルで慣習地の境界の確定を村民が積極的に参加しながら決めていき、そうすることで企業による慣習地の収奪に歯止めをかける目的で導入された。しかし、近隣村を巻き込まずに地図作成をすることもあり、地図作成が村落間の紛争原因となる場合も出てきている。さらに、地方政府の意図としては、参加型地図作成は慣習的権利の擁護ではなく、慣習地の境界を確定することで企業が交渉相手を特定しやすくなることであったとしている。

以上のことから、インドネシアのパプア地方では、特別自治体という形で先住民の慣習的権利は承認されたかにみえたが、実際には中央政府は我田引水的に慣習的権利を解釈してパプア人に押し付け、中央政府も地方政府も結局は土地の収奪をすることで利権を獲得し、更にはパプア人同士の対立を深刻化させることで分離主義運動を弱体化させようとしていることを明らかにした。本論文の視点は、先住民の慣習的権利が法的に承認された後の政治を考える上で重要であると指摘して終えている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、インドネシアからの分離運動が続くパプア地方において、民主化・分権化後、中央政府と地方政府は、先住民パプア人の慣習的権利 (adat) を法的に承認することでパプア人との宥和に努める姿勢を示しつつ、政府の理解に沿った慣習的権利の実践を押し付けて土地の収奪 (land grabbing) に邁進するポリティクスをメラウケ総合食糧・エネルギー農園での事例をもとに鮮明に描いた力作である。

本論文の学術的意義は次の4点である。第一に、治安上の問題を理由に政府の調査許可を取得できない外国人研究者にとってパプアにおける調査は大変困難であり、フィールドワークに基づく実証研究は乏しい。NGOの報告書はあるが長期的なスパンでの学術的研究は少ない。そうしたなか、本論文は村レベルでの調査も踏まえた実証研究となっており、世界的にも貴重な学術的貢献となっている。

第二に、先住民共同体の慣習的権利の要求では法的承認が決定的に重要だという議論が一般的にある中で、本論文はパプアを事例として、法的承認は慣習的権利の実現を図るための第一歩であり、それだけで慣習的権利が尊重されるわけではないことを説得的に論じている。

第三に、中央政府、地方政府とパプア社会との関係を見る上で、パプア人にとって極めて重要な慣習的権利に着目し、政府が換骨奪胎的に慣習的権利を理解してパプア社会に押し付けることでパプア社会の分断を生み、それがひいては分離運動を弱体化させているという重要な指摘をしている。

第四に、80年代から先住民の権利を尊重する道具としてNGOが導入し始めた参加型地図づくりがパプアでも慣習地の境界などを確定するために利用されていることに触れ、パプアにおいては必ずしも村落住民の多数が参加しているわけでもなく、また、近隣村の住民の参加もないことがあり、一部の村民だけの合意で慣習地の境界を記した地図ができてしまっている。この地図の正当性が乏しいことから、村民間、村落間の対立を招いているという矛盾、更には、政府と企業による土地の収奪に拍車をかけているという矛盾を見事に描き出している。

このように、本論文は、インドネシアのパプアにおける政治、パプアを巡る政治について優れた研究となっており、また、インドネシアに限らず、先住民の権利をめぐる政治を理解する上でも貴重な研究となっている。

よって、本論文は博士 (地域研究) の学位論文として価値あるものと認める。また、平成29年2月21日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

